

平成30年度

第6回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

平成30年9月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成30年度第6回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	18件
議案第5号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	7件
議案第6号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	24件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	52件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号	地目変更について	15件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	16件

<出席委員> (14名)

2番	市原律子	3番	横山清亮
4番	小川友安	5番	清宮惠理子
6番	齊藤憲治	7番	浅川政明
9番	高橋芳和	10番	竹下洋一
11番	秋庭重樹	13番	西郡高夫
14番	伊原茂久(職務代理者)	15番	齊藤元治
16番	長谷部 衡平(会長)	17番	橋本 泉

<欠席委員> (3名)

1番	石井一也	8番	長谷川 秀明
12番	中村浩道		

<事務局説明員>

事務局長	松浦良恵	次長	岡本茂之
次長補佐	橘 蘭俊朗	農地指導班長	今井正隆
農地利用最適化推進班長	福島 悟	農地審査班長	江上 章子

開 会 (午前10時00分)

議長
(長谷部会長)

ただいまより、平成30年度第6回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中14人で総会は成立しております。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 17番 橋本 泉 委員

議席番号 2番 市原 律子 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班
(竹下班長)

ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページから2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区千城台西1丁目に所在する法人が、義務者であります緑区高津戸町に在住の方が所有する同区同町の農地を新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、代表者は他市で10年以上営農しており、本市において新規に設立した法人として就農したいとのことです。

申請地の取得後の作目は、ネギを予定しております。

次に第2項です。

お手元の資料3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区平川町に所在する法人が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、トマトを予定しております。

次に第3項です。

お手元の資料4ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区中央2丁目に所在する法人が、義務者であります若葉区多部田町に在住の方が所有する同区

同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
申請地の取得後の作目は、パクチーを予定しております。

次に第4項です。

お手元の資料5ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区下大和田町に在住の方々が、義務者であります市原市荻作に在住の方が所有する緑区下大和田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、さつまいも、大根を予定しております。

次に第5項です。

お手元の資料6ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区下泉町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に第6項です。

お手元の資料7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区あすみが丘9丁目に在住の方が、義務者であります若葉区小倉台2丁目に在住の方が所有する同区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、トマト、キュウリ、ブロッコリーを予定しております。

次に第7項です。

お手元の資料8ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区大木戸町に在住の方が、義務者であります山武市富田トに在住の方が所有する緑区越智町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、第1項につきましては、それらに加え、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

———— 質問・意見等なし ————

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班
(竹下班長)

ご説明いたします。
第1項から第4項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。
第1項です。
議案書5ページをご覧ください。
お手元の資料9ページから11ページをご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。
申請土地は、千葉北インターチェンジから南東に約1.8キロメートルに位置する農地です。
農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。
現況は休耕地で、周辺は住宅と資材置場が混在しております。
被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。
また、鋼板を設置し土砂の流出を防止します。

次に、第2項です。
次の第3項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。
お手元の資料12ページから14ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転する
ものです。

申請土地は、高田インターチェンジから北東に約1.3キロメ
ートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低
い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、土堰堤を設置し土砂の流出を防止します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、事業
計画認定を取得済みです。

次に、第4項です。

お手元の資料15ページから17ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するもので
す。

申請土地は、大宮インターチェンジから南東に約1.8キロメ
ートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低
い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第5項です。

お手元の資料18ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するもので
す。

申請土地は、JR外房線誉田駅から北東に約500メートルに
位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内にある農地であること
から第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて流出抑
制後、側溝に接続します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に、第6項です。

お手元の資料19ページをご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するもので

す。

申請土地は、貝塚インターチェンジから北西に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、土留めを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第7項です。

本項は議案第3号と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料20ページ及び21ページをご参照ください。

本案件は、平成30年度第4回総会で審議された案件ですが、許可後に事業計画地の測定の誤差が判明し、その増加分について計画変更及び転用の申請に至ったものです。

事業計画については前回許可申請時より変更はありませんが、再度ご説明いたします。

本案件は、道路用地とするため、所有権を移転するものです。申請土地は、京成千原線おゆみ野駅から南西に約150メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

他法令関係は、都市計画法に該当し、許可済みです。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題はないものと判断し、許可相当及び承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

第1項について、被害防除として外周に3メートルの鋼板が設置されるとのことですが、自動車解体場等のいわゆるヤードになってしまわないか懸念しています。

事務局

申請者から既存の資材置場についての説明資料が提出されており、外周には鋼板が設置されていますが、中には建設足場用資材やパイプが置かれています。

	<p>事業計画書にも既存施設と同様の資材置場を整備するとの記載がありますので、問題ないと判断しました。</p>
橋本委員	<p>鋼板の高さが3メートルとなると施設内で何が行われているかが見えなくなります。</p> <p>近隣住民の不安を招いてしまうことが考えられますが、鋼板の高さを制限することはできませんか。</p>
事務局	<p>農地法では被害防除措置が求められていますが、その具体的な構造についての規定があるわけではありません。</p> <p>しかしながら、事業計画の円滑な推進のためにも近隣住民と十分に調整するよう指導しているところです。</p>
橋本委員	<p>第6項について、地目が田ということですが盛土の計画はあるのですか。</p>
事務局	<p>地目は田ですが、現況は畑となっているため盛土の計画はありません。</p>
清宮委員	<p>第2項及び3項について、太陽光発電事業とのことですが発電による利益は上げられるのでしょうか。</p> <p>近年は電気の買い取り価格が低くなっていると聞いています。</p>
事務局	<p>申請者は既に近隣で太陽光発電事業を行っており、そちらが軌道に乗っていることもあり新たに申請をしたとのことでした。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第2号は許可、議案第3号は承認と決定いたします。</p>

事前審査第2班
(竹下班長)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を上程いたします。

事前審査第2班班長、説明をお願いします。

ご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

第1項から第3項については一体案件となりますので、併せてご説明いたします。

資料22ページの位置図を御覧ください。

本件は、富田町管理運営組合が、コスモスまつりなどを中心とした市民との交流イベントを開催するにあたり、近隣の畑3筆の一部、合計4,726平方メートルに使用貸借権を設定し、一時的に「来場者駐車場、イベントスペース」として使用したい、というものです。

使用にあたり、造成などの工事はございません。

一時転用期間は、平成30年9月15日から10月21日までとなります。

続いて、第4項から第18項についても一体案件となりますので、併せてご説明いたします。

資料23ページから24ページの位置図・地番図をご覧ください。

本件は、先月の平成30年度第5回農業員会総会でご審議をいただき、農地法第5条の許可といたしました、特定流通業務施設用地にかかわるものです。

東京都目黒区に店舗を置く法人が、花見川区天戸町で特定流通業務施設を建設するにあたり、隣接する同町の畑29筆の一部、1,111.8平方メートルに使用貸借権を設定し、一時的に「開発道路工事用地及び迂回道路用地」として使用したい、というものです。

工事内容としては、迂回道路用地に鉄板を敷設します。

一時転用期間は、平成30年10月1日から平成31年7月30日までの約10か月間です。

費用は、前回審議いただいた本体工事に含まれています。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

———— 質問・意見等なし ————

	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>———— 挙手 ————</p> <p>賛成全員でございますので、議案第4号は許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (竹下班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>第1項は、中央区中央所在の農地所有適格法人が、若葉区加曾利町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積2,933平方メートルに使用貸借権を新規に設定するもので、設定期間は10年です。</p> <p>続いて、第2項は、若葉区みつわ台在住の農家の方が、同区富田町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積1,636平方メートルに賃借権を新規に設定するもので、設定期間は10年です。</p> <p>続いて、第3項から第7項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。</p> <p>千葉県園芸協会が東京都東久留米市ひばりヶ丘団地在住の方、他6名の方の所有する若葉区川井町及び緑区平山町の畑14筆、合計面積17,310平方メートルに賃借権を新規に設定するもので、設定期間はいずれも5年です。</p> <p>第1項から第7項の合計面積は21,879平方メートルです。</p> <p>本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして</p>

	<p>いると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。 ただいまの事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等 ございましたらお願いします。</p> <p>———— 質問・意見等なし ————</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班長の説明のとおり、決定することに賛成の方 は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙 手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、原案どおり決定と いたします。</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見について」 を上程いたします。 本案件は、総会にて審議を行う案件として、事前審査第2班で は、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。 また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19 条第3項の規定に基づき、千葉市長からの依頼により意見を申述 するものです。 本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりま すので、入室をお願いします。</p>
議場	<p>=== 農政部入室 ===</p>
議長 (長谷部会長)	<p>それでは、「農用地利用配分計画」について市農政部よりご説 明願います。</p>
農政部	<p>議案第6号議案について、ご説明いたします。 21から23ページに記載のあります「議案第5号第3項から 第7項」と併せてご覧ください。本案件は、農地中間管理事業の 実施により、「議案第5号第3項から第7項」でご審議いただき ました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉 県園芸協会が、経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるた め、市長が農業委員会に対して、農用地利用配分計画(案)につ</p>

	<p>いて、意見を求めるものです。</p> <p>意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と担い手の貸借が成立します。</p> <p>第1項は、若葉区川井町、緑区平山町の畑14筆、面積計17,310平方メートルを、若葉区大広町在住の方に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成35年9月30日までの約5年となります。</p> <p>本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>議案第6号の説明は以上となります。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまの農政部の説明について、質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。</p>
橋本委員	<p>予定の作目を教えてください。</p>
農政部	<p>そばを予定しています。</p>
橋本委員	<p>小食土地区の農地中間管理事業の進捗状況について教えてください。</p>
農政部	<p>地権者、借受者双方から書類を受理しており、現在審査中です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問等ないようですので、ここで、市農政部の方は退室をお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議場	<p>=== 農政部退室 ===</p>
議長	<p>それでは、引き続き、ただいまの農政部の説明を踏まえ、千葉</p>

(長谷部会長)

市に付すべき意見がありましたらお願いします。

—— 意見なし ——

付すべき意見がないようですので、お諮りします。
農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、「意見なし」と決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。
議案書の26ページをご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、3件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の27ページをご覧ください。
報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の30ページまでに24件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の31ページをご覧ください。
報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の37ページまでに52件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決によ

り、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の38ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議案書の39ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更について」は、申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、議案書の39ページまでに15件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の40ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、議案書の41ページまでに16件ございました。

内容につきましては、8月の総会で審議されたもので、8月10日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答がありました。

本案件は合計転用面積が20,000平方メートルを超えることから、許可の判断は千葉県知事が行うことになり、答申後本案件を千葉県知事に進達いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

———— 質問・意見等なし ————

質問、意見等ないようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

次に、協議事項1「農地等の利用の最適化推進施策等に関する

意見書」についてです。
事務局より説明願います。

事務局

「農地等の最適化推進施策等に関する意見書」についてです。
この意見書は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会は農地等の利用の最適化に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し、農地等利用の最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないこととなりました。

提出の時期や回数についての定めはありません。

また、提出を受けた行政機関は考慮しなければならないとされています。

本市農業委員会は昨年7月に新体制に移行し委員会活動を行ってまいりましたが、これから、農業委員、農地利用最適化推進委員任期の中間点に向かうこととなります。

また、本市の農政部門においても、これから農業の発展のため、新たな展開を図っていこうという時期にあたります。

この時期を踏まえ、本市農業委員会として最適化施策に関する意見書の提出の準備を行いたく、先日意見のアンケートをお願いした次第です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

横山委員

関係行政機関に提出とのことですが、市長以外にはどこが挙げられますか。

事務局

市長以外には、国や県に提出することも可能です。
その中で改善を最も実現させやすい提出先は市長と考えました。

前回は市長へ提出しており、一定の成果が得られていることも理由の一つです。

横山委員

今回の意見書提出によって、どのような効果が期待できますか。

事務局	<p>今回提出する意見については市農政部にて施策について企画・実行の検討がされ、平成31年度予算案に反映されていくこととなります。</p> <p>また、予算への反映結果が農政部より回答が得られることとなっています。</p>
横山委員	<p>本市特有の問題について、より具体的な意見を組み込んでいければと思います。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等ないようです。今後、推進委員の意見なども伺った上で検討を進めて頂きますようお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、平成30年度第6回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>閉会（午前11時55分）</p>